

[各会派監査結果]

別表 2

<ゆうあいクラブ> 2 調査旅費 平成23年4月分

ゆうあい(1/2)

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
2	出張旅費	55,840	55,840	55,840	0	0		
14	ガソリン代	2,908	1,454	1,454	0	0		
15	ガソリン代	2,832	1,416	1,416	0	0		
16	駐車代	1,000	1,000	1,000	0	0		
小 計		62,580	59,710	59,710	0	0		

<ゆうあいクラブ> 3 資料作成費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	写真代	8,305	8,305	8,305	0	0		
2	写真代	7,884	7,884	7,884	0	0		
3	写真代	1,591	1,591	1,591	0	0		
小 計		17,780	17,780	17,780	0	0		

<ゆうあいクラブ> 4 資料購入費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	新聞代	1,835	1,835	1,835	0	0		
2	新聞代	20,000	20,000	20,000	0	0		
3	新聞代	3,007	3,007	3,007	1,504	0		
4	新聞代	1,835	1,835	1,835	918	0		
5	新聞代	1,835	1,835	1,835	0	0		
6	新聞代	1,835	1,835	1,835	0	0		
7	新聞代	20,000	20,000	20,000	0	0		
8	新聞代	30,000	30,000	30,000	0	0		
9	新聞代	20,000	20,000	20,000	0	0		
小 計		100,347	100,347	100,347	2,422	0		

<ゆうあいクラブ> 5 広報費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	印刷代	59,850	59,850	59,850	29,925	0		
2	印刷代	105,000	105,000	105,000	52,500	0		
3	印刷代	100,800	100,800	100,800	50,400	0		
小 計		265,650	265,650	265,650	132,825	0		

<ゆうあいクラブ> 7 人件費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	給与	228,550	228,550	228,550	114,275	0		
2	保険料	30,116	30,116	30,116	15,058	0		
3	保険料	4,392	4,392	4,392	2,196	0		
5	アルバイト代	120,000	100,000	100,000	0	0		
6	給与	-1,371	-1,371	-1,371	-685	0		
小 計		381,687	361,687	361,687	130,844	0		

<ゆうあいクラブ> 8 事務費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
1	FAX代	2,884	2,884	2,884	1,442	0		
2	携帯電話代	13,870	6,935	4,623	4,623	0	8-8-B-②	2,312円は返還済
3	コピー代	1,890	1,890	1,890	945	0		
6	飲食代	4,175	4,175	4,175	2,088	0		
7	飲食代	1,365	1,365	0	0	0	8-3-A-②	1,365円は返還済
9	携帯電話代	11,034	5,517	3,678	3,678	0	8-8-B-②	1,839円は返還済
10	携帯電話代	25,590	12,795	8,530	8,530	0	8-8-B-②	4,265円は返還済
11	飲食代	3,600	3,600	3,600	1,800	0		
12	リース代	19,950	19,950	9,975	9,975	0	8-11-B-①	9,975円は返還済
13	飲食代	3,650	3,650	3,650	1,825	0		

- ・表中の整理番号は、原則として請求人が付した番号にした。また、表は整理番号順に並べた。
- ・監査委員査定額が会派支払額を超える場合は、会派の裁量権を尊重し会派支払額を上限額とした。
- ・「判断基準」欄の表記の例は、別表1を参照。

[各会派監査結果]

別表 2

ゆうあい(2/2)

<ゆうあいクラブ> 8 事務費 平成23年4月分

整理番号	内 訳	領収書額	会派支払額	監査委員査定額	(参考)請求人査定額	返還すべき額	判断基準	摘 要
14	家賃	100,000	50,000	0	0	50,000	8-12-A-②	
15	飲食代	4,400	4,400	4,400	2,200	0		
16	飲食代	4,775	4,775	4,775	2,388	0		
17	飲食代	10,840	10,840	10,840	5,420	0		
18	事務用品	9,665	9,665	9,665	4,833	0		
小 計		217,688	142,441	72,685	49,747	50,000		19,756円は返還済

- ・表中の整理番号は、原則として請求人が付した番号にした。また、表は整理番号順に並べた。
- ・監査委員査定額が会派支払額を超える場合は、会派の裁量権を尊重し会派支払額を上限額とした。
- ・「判断基準」欄の表記の例は、別表1を参照。